



Title	中国競争法における「相対的な支配的地位」の濫用理論について
Author(s)	韓, 懿
Description	特集 : 国際金融危機と東アジア経済法の現状
Citation	新世代法政策学研究, 8, 239-250
Issue Date	2010-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44568
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP008_015.pdf



中国競争法における「相対的な支配的地位」の 濫用理論について

韓 懿

はじめに

中国では、2008年に中国競争法（以下、「反壟断法」）が制定される以前から、不公正な取引方法に対する規制のあり方が検討されてきた。不公正な取引方法の規制の議論はすでに1980年代から始まっているが、本格的な議論はその後の1990年代に中国で民営化された企業が急増するとともに外資系企業の参入が相次ぐことで市場の競争が激化してからである。とくに、1992年に中国政府が小売市場の対外開放政策を開始してから、百貨店、ハイパーマーケット、コンビニエンスストア、大型専門店、ショッピングセンターなど多種多様の小売業態が同時期に市場参入して、競争が活発になった¹。このような事業環境の変化の中で、小売業者の納入業者に対する不公正な取引行為が増大したため、中国政府は事業者と消費者の保護の観点から、これらの行為を規制する関連法規を相次いで制定した。例えば、1993年12月1日には不正競争防止法が公布され、1997年には価格法が公布された。しかし、このような法制定にもかかわらず、不公正な取引行為は抑制されるどころか、一層ひどくなるばかりであった。納入業者となるの

¹ フランスのカルフール、アメリカのウォルマート、ブライス・スマート、ドイツのメトロなどが中国の中央・地方政府の認可の下で合弁企業などを設立。売上・資本金が一定規模以上の外資系企業は、2002年末の時点で140社、479店舗にも上っている（中国統計年鑑2003年版、621頁）。

は零細な製造企業であり、その数は多くて競争も激しかった²。零細な納入業者は大型小売業者に大きく依存することになった。

小売業者間の販売競争も厳しくなった。すなわち、市場全体は成長しているとはいえ、デフレ傾向が始まり、一部の消費財市場においては成長が鈍化し、小売価格が下落始めた。全国の主要な大型小売店の利益総額は減少し続け、流通関連企業全体の収益は逼迫した。このような状況で小売業者の競争が激しくなり、大型スーパーを中心とする小売業者の優越的地位の濫用行為が行われた。小売業者は納入業者に様々な名目で金銭負担を強要し、従業員の派遣、代金支払いの遅延などの行為を行った。このような不当な行為に対する社会的な批判が広がり、法を整備して厳しく規制すべきであるという意見が強くなった。これを受けて2006年に「小売業者納入業者公平取引管理弁法」（日本の行政規則に相当するもので、原語で「零售商供应商公平交易管理办法」と表記される。）が設けられた。しかし、「小売業者納入業者公平取引管理弁法」は効果が低く、あまり評価されていなかった。2008年に反壟断法が制定されて以降、反壟断法の運用で不公正な取引方法を規制するべきとの議論が盛んになった。特に、日本の独禁法に言うところの優越的地位の濫用行為（日本の独禁法2条9項5号に該当）を反壟断法で規制すべきかの問題がひとつの焦点になったといつてよい。

本稿では、「反壟断法」が制定される前の不公正な取引方法の規制状況を概観した上で、「反壟断法」が制定された後の不公正な取引方法の規制のあり方に関して、「相対的優位地位の濫用」理論を巡る賛否の議論を中心に紹介する。中国における不公正な取引の規制は、合意を基礎とする再販価格維持行為の規制（反壟断法14条）を除いて、反壟断法17条により規制されると考えられている。それは日本の不公正な取引方法とほぼ同じ内容であると考えてよい。本稿では、ほぼ同じと見なして議論を進めよう。

² 中国の大企業部門の集中度が高くない。石油精製、金属、通信機器の三業種では先進国企業との格差が小さいが、他の業種では格差が大きい。今井健一、渡辺真理子『企業の成長と金融制度』名古屋大学出版会、21－23頁。

1、中国の不公正な取引行為に対する規制

(1) 2008年「反壟断法」が施行される前の状況

「反壟断法」の制定の議論がおこなわれている過程で、不公正な取引方法に対する規制に関連する法律・行政規則に分散する規定によりおこなわれた。例えば、1998年5月1日に施行された中華人民共和国価格法（以下「価格法」という。）³では、第14条第4項において「虚偽価格誘引取引」の禁止、第5項において「差別対価」の禁止が設けられていた。また、1993年12月1日に施行された中国反不正当竞争防止法では、第11条において不当廉売行為の禁止、第12条において抱き合わせ行為あるいは不当な取引条件付き行為の禁止、第13条において不当景品などの行為の禁止の規定がおかれた⁴。

しかし、小売業者の集中が進んでその取引上の地位が強くなると、小売業者がその地位を濫用して納入業者側に不利益を課すケースが多く発生した⁵。いわゆる「相対的優位地位の濫用」である。そのため2006年に、中国商務部など政府5部門により「小売業者納入業者公平取引管理規則」⁶（原語「零售商供应商公平交易管理办法」以下「取引管理規則」という）が制定された。

規則の対象となるのは、小売側では売上高が1000万元以上の企業（連鎖

³ 価格法は7章48条で構成され、第1条には、「価格行為を規範し、資源の合理的配置における価格の役割を果たし、市場価格総水準を安定させ、消費者と経営者の合法的な利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。」と規定している。主管機関は国家計画発展委員会である。

⁴ 1993年「公益企業競争制限禁止に関する若干の規定」（「禁止公用企業限制競争行為の若干規定」、1996年「商業賄賂行為禁止に関する暫定規定」（「关于禁止商业贿赂行为的暂行规定」）、ほかに、地方条例が全国各地で制定された。例えば、「四川省反不正当竞争条例」（1995年）、「吉林省反不正当竞争条例」（1996年）、「雲南省反不正当竞争条例」（1999年）など。

⁵ 李剣「“家乐福”超市收费的法律分析」『山東大学法律評論』2004年、37頁以下は、カルフルーの各種費用を徴収する行為などを詳しく分析した。

⁶ 商務部、發展改革委、公安部、税務総局、工商総局令2006年第17号。2006年11月15日施行。

経営の企業を含む）とその子会社（原語「分支機構」）である。フランチャイズ方式の経営を行っているケースでは、加盟店の売り上げもフランチャイズ本部の売り上げと見なす。小売業者が特定の納入業者の商品を陳列・販売させるのに当該納入業者から「サービスチャージ」を徴収することを禁止し、納入業者が納入した商品の代金を小売業者が支払い遅延するのを防止すべく、支払い期限を最長60日と定めた。違反者には最高で3万元（約45万円）の罰金が科せられる。

しかし、「取引管理規則」は制定ときに期待された効果をあげていないと言われている。その理由として、規制対象が1000万元以上の企業とその子会社に限られており、範囲が狭すぎることや罰金額の低いことが挙げられている⁷。

長い議論の末によりやく2008年に反壟断法が制定された。これによって、反壟断法を使って不公正な取引方法を規制しようという新たな議論が盛んになった。

（2）反壟断法で不公正な取引行為を規制することに関する議論

反壟断法第17条は、不当廉売、取引拒絶、排他的取引、抱き合わせ等を禁止している。これは、市場支配的地位にある事業者を対象にした濫用行為として禁止されており、支配的地位にない事業者については、日本の独禁法19条の不公正な取引方法の禁止のような明確な規定は設けられていない。しかし、ほとんどの学説は、反壟断法第17条によって不公正な取引行為を規制できないことはないという立場を取っている⁸。その理由は反

⁷ 刘进「通道费、零售商濫用市场支配地位与反壟断法规制」「湘潭大学学报(哲学社会科学版)」第32卷第3期2008年5月36頁。

他に、巫景飞、李骏阳「《零售商供应商公平交易管理办法》有效性分析与经济学反思」「商业经济与管理」第11期总第205期2008年11月15頁以下。立証しにくいことや法執行に必要な行政コストが執行機関の限界を超えていることなど。

⁸ 中国独占禁止法の条文和訳については、公正取引No.685-2007. 11、46頁参照。

中国独占禁止法の第3章（17条～19条）は、市場支配的地位の濫用規定である。

「第17条、市場支配的地位を有する事業者が次に掲げる市場支配的行為を行うこ

壟断法第18条の事業者の市場支配的地位を認定する要件を規定する条文にある⁹。即ち、市場占有率だけを規定しているのではなく、第18条第4項には「他の事業者が当該事業者に対する取引の依存性」、第5項に「他の事業者が関連市場に参入する難易性」を市場支配的地位を認定する際の要素として規定していることが手がかりになる。取引依存や参入難易があれば、市場占有率の低い事業者でも「相対的な支配的地位」にある事業者として反壟断法第17条の規制対象になりうる。

市場占有率が低い事業者でも取引相手との取引（販売または購入）を拒絶して、その取引相手が同市場に「合理的な」取引相手を見つけれない場合には、当該取引相手に対して当該事業者は「相対的な支配的地位」にあると言われる。「相対的な支配的地位」とは、水平的な競争関係では

とを禁止する。①不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入すること。②正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること。③正当な理由なく、取引先に対して取引を拒絶すること。④正当な理由なく、取引先が自己との間でのみ取引するよう制限し、又はその指定した事業者との間でのみ取引するよう制限すること。⑤正当な理由なく、商品を抱き合わせて販売する、又はその他の不合理な取引条件を取引に当たって付加すること。⑥正当な理由なく、同等な条件の取引先に対して、取引価格等の取引条件の面で差別的待遇を行うこと。⑦国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の市場支配的地位の濫用行為。

この法律において「市場支配的地位」とは、事業者が関連市場において、商品の価格、数量又はその他の取引条件を制御することができる、又は他の事業者による関連市場への参入を阻害し、若しくは参入に影響を与えることができる、市場における地位をいう。』

因みに、法的責任について、47条に「事業者がこの法律の規定に違反して市場支配的地位を濫用した場合には、独占禁止法執行機関は、違法な行為の停止を命じ、違法な所得を没収するとともに、前年度における売上高の1%以上10%以下の制裁金を課すことができる。」と規定している。

⁹ 第18条 事業者が市場支配的地位を有するか否かの認定は、次の要素に基づき行うものとする。①当該事業者の関連市場における市場占有率及び関連市場の競争状況。②当該事業者の販売市場又は原材料調達市場を制御する能力。③当該事業者の財務力及び技術的条件。④他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存度。⑤他の事業者による関連市場への参入の難易度。⑥当該事業者が市場の支配的地位を有することを認定する上で関連するその他の要素。

なく、垂直的な取引関係においての優越的な地位を指す概念である¹⁰。「相対的な支配的地位」について濫用されれば取引相手や消費者に害を与えることになる。

「相対的な支配的地位」の濫用行為については、売り手による行為と買い手による行為の二種類が分けられる。売り手による行為は、抱き合わせ、差別対価、取引拒絶、条件付き取引行為などがある。買い手による行為は、大型小売業者に新規商品を陳列・販売してもらうために納入側が支払う「サービスチャージ」（原語「入場料」である）、買ったたきによる差別対価などの行為がある。これらのほとんどが日本の不公正な取引方法で規定されている行為である。中国語では「相対的な支配地位」の濫用であり、濫用行為の内容は日本法に言う取引上の優越的地位の濫用（日本の独禁法2条9項5号）を当然に含むが、それだけでなく、抱き合わせや差別対価、取引拒絶、条件付き取引行為など日本法にいう不公正な取引方法全般を含んでいる（合意による再販価格維持行為は反壟断法14条によるので、ここから除かれる）。

「相対的な支配的地位」の濫用という概念はドイツ法に影響されたものであると言われる¹¹。この理論は「依存性」（原語「依拠性」である。）を核心としており、依存される事業者は高い市場占有率を有していない（市場支配的な地位を有しない）ことを理由として取引する義務を免れることができない。

前述した反壟断法第17条¹²と第18条¹³の規定の解釈からして、中国の学界

¹⁰ 徐士英、唐茂軍「濫用相对支配地位行為的法律規制研究」、「東方法学」2008年第3期、36頁。

¹¹ ドイツ競争法 <http://www.jftc.go.jp/worldcom/html/country/germany.html>

市場支配的事業者、適用免除カルテル事業者の団体及び適用除外により価格拘束を行う事業者が、同種の事業者が通常参加することができる取引において、ある事業者を直接的又は間接的に不当に妨害し、又は客観的に正当な理由がないのに同種の事業者を直接的又は間接的に差別的に取り扱うこと（第20条第1項）。

この規定は、中小規模の事業者が一定の種類の商品又は役務の供給者又は需要者として、取引先を他の事業者に変更する十分かつ合理的な可能性が存在しない程度に当該事業者及び当該事業者の団体に従属している場合にも適用される（第20条第2項）。

¹² 前掲注6。

では反壟断法において「相対的な支配的地位」の濫用理論が有力に主張されている。現時点では反壟断法で不公正な取引行為を規制した運用例はまだないようであるが、理論的には「相対的な支配的地位」の濫用理論が有力である¹⁴。

（ア）「相対的な支配的地位」の濫用理論の支持説

ドイツ法に影響を受けた「相対的な支配的地位」の濫用理論は、市場支配的な企業の独占行為を規制する米国のシャーマン法にはなく、歴史的にはシャーマン法より遅く登場したドイツの競争法に特徴的な規律である。また、「相対的な支配的地位」の濫用行為の規制理論・制度はすべての国が取り入れて法運用しているわけではない。概して言えば、英米法系の法分野では、相対的な支配的地位の濫用規制は競争法の課題ではなく、契約法や消費者法などの課題であるとされる。他方、主として大陸法系のドイツや日本のほか、アジア諸国、南米諸国や移行国（旧社会主義国）では取引上の優越的地位の濫用防止を競争法の課題として取り上げており、また取り上げるべきとしている。

中国では、まさにこの点をどうするかが学者の議論の只中にあるといつてよい。市場の売り手側と買い手側の競争状態が異なっているということが背景にある。既に見たように、納入業者間に過当競争があり、その取引相手である小売業者の属する市場が寡占状態である場合には、小売業者側に相対的な支配的地位が形成されやすい。

このような状況において、濫用行為の弊害は主に以下の点に現れる¹⁵。

- ① 相対的な支配的地位を強化すること。例えば、事業者が取引相手から色々な名目で金銭を徴収することや強引にリベート額を高く搾取することなど（日本法にいう取引上の優越的地位の濫用行為）で、

¹³ 前掲注7。

¹⁴ 徐士英、唐茂軍「濫用相对支配地位行為的法律規制研究」、「東方法学」2008年第3期、35頁以下。孫芸軍「大型零售商濫用市場優勢地位及應對策略」、「北京工商大学学报（社会科学版）」、2008年9月第23卷第5期、11頁以下。

¹⁵ 焦海濤「反壟断法規制相对优势地位的基础与限度」、「時代法学」2008年6月第6卷第3期、76頁以下。

自分の経済力を高めること、あるいは、排他条件つきなどの行為で競争相手の取引機会を奪うこと。

- ② 取引相手が属する市場の競争を制限すること。例えば、排他条件付取引、拘束条件付き取引や差別的取引条件など。
- ③ 消費者利益を損なうこと。納入業者が過大な金銭を徴収されると、それが納入業者のコストとして納入商品の価格に反映され、結果として、小売価格が高くなり消費者の不利益になる場合がある。

支持説に拠れば、反壟断法によって相対な支配的地位の濫用行為を規制することは決して非効率な事業者を保護して、優れた事業者を罰するものではないという。その保護対象は無能な「競争者」ではなく、健全な競争者と消費者であるとされる。そして、支持説は、反壟断法17条の条文の解釈から「相対的な支配的地位」の濫用に該当する不正な取引行為を規制できないことはないとするが、17条各号は抽象規定としてしか書かれていないことから、17条7項により国務院独占禁止法執行機関が具体的な濫用行為を認定するか、17条各号の改正により「相対的な支配的地位」の濫用に該当する不正な取引行為を明確にして規制を強めるべきであるとの提言をしている。なお、このほかにも、事業者団体の共同交渉で大型小売業者による優越的地位の濫用行為に対応する説や、公益訴訟（Public Interest Litigation）や、小売業者同士の過剰な競争を緩和するために、大型商業店舗の開業に関して日本の「大店法」を参考にすべきという意見もある¹⁶。

（イ）「相対的な支配的地位」の濫用理論の反対説¹⁷

少数派である反対説は、ほとんどの不正な取引行為の類型は、反壟断法上、アメリカ法による伝統的な競争法の理論で規制できるので、あえて「相対的な支配的地位」の濫用理論を取り入れる必要はないとする。そしてもし伝統的な競争法の理論で規制できない行為類型があるとすれば、そ

れは競争法ではなく契約法など他の法律で規制すべきであるとの立場をとる。その理論的根拠は価格や産出量など市場支配力を基準として反壟断法の運用を考えるべきであるということによる。その基礎には経済学の「産業組織論」がある。

反対説は、反壟断法の経済学的基礎は産業組織論にいう構造・行動・成果パラダイム（SCPパラダイム；市場構造→市場行為→市場効果の因果関係を承認）にあるとしている。「相対的な支配的地位」の濫用理論は、産業組織論にいう価格や産出量など市場支配力の本来の問題から逸脱した弊害規制を考えているから、SCPパラダイムと衝突して非調和な関係になると主張している。

反対説はかつての産業組織論の硬直的なSCPパラダイムを採用しているわけではなく、SCPパラダイムの柔軟化した発展を取り入れているという。すなわち、1950年代にできたハーバード学派の「SCPパラダイム」はシカゴ学派などの批判を受け修正され、「新産業組織論」の体系ができあがったが、そのなかで、F.M.Scherer氏によるSCPパラダイムがもっとも完全（完備）したものであるという（Scherer F. M & Ross David, Industrial Market Structure and Economic Performance, 3d ed., Boston: Houghton Mifflin, 1990）。今日では、市場構造が市場行動や経済成果に一方向的に作用するのではなく、その因果関係は複雑で相互的であることが認識され、そのような修正を経た産業組織論が競争制限効果の評価基準として使われている。そして市場を画定し、事業者の市場占有率をみることは、市場成果を見るための必要条件にすぎないとしている。このような場合に、反壟断法の解釈に「相対的優位地位理論」の取り入れることは反壟断法の適用範囲を不当に拡大し、過大な規制を行うおそれがあるとみる。言い換えれば、中国の反壟断法の運用上は、「相対的優位地位理論」の援用を排除することで、競争を保護すべき反壟断法が競争者の保護へと暴走するのを防げると主張している。この説によると、市場シェアの低いコダック社の行為が問題となったアメリカのEastman Kodak Co. v. Image Technical Service, Inc. 事件は従来のSCPパラダイムの説明で十分解決できる事件であり¹⁸、これを参

¹⁶ 2001年に大店法が廃止されるまで、日本の流通業の発展に重要な役割を果たしたと評価した説である。前掲注、孫芸軍14頁。

¹⁷ 李剣「论结构性要素在我国反壟断法中的基础地位」「政治与法律」2009年第10期121頁以下

¹⁸ Kodakの製品の専用部品が一つ市場として認定されることで、Kodakは高い市場占有率を有することになった。

考にすれば、中国でも「相対的優位地位理論」を新たに援用する必要がないという。大型小売業者による優越的地位の濫用行為は敢えて反壟断法で規制する必要もなく、契約法などにまかせるべきであると主張している。

おわりに

中国では反壟断法により不公正な取引行為を規制した事例はまだない。しかし、反壟断法の条文を読む限り「相対的優位地位理論」を取り入れたという解釈も不可能ではなく、この点については「相対的優位地位理論」を否定する論者も否定しないようである。

「相対的優位地位理論」の「支持説」と「反対説」の最も異なる点は日本法という優越的地位の濫用行為を反壟断法で規制すべきか否かという点にある。「反対説」も、差別対価や抱き合わせなど日本法という不公正な取引行為のほとんどを反壟断法で規制することができるとし、規制ができないのは優越的地位の濫用行為だけであるが、それでよいとする。反壟断法の体系は独占的協定規制、市場支配的地位の濫用規制、合併規制の三本でできているのであるから、それに加えて垂直的な優越的地位濫用行為を容れる余地はないとする。

反壟断法のかかる体系理解は村上政博教授の日本の独禁法に関する現在の説とかなり似ているところがある¹⁹。日本の不公正な取引方法の有力な体系的な理解では、①自由競争減殺のタイプ、②競争手段としての不公正のタイプ（不当顧客誘引）、③自由競争基盤の侵害のタイプ（取引上の優越的地位の濫用）の3類型に整理して議論するのが通例である。そして、この3つのタイプを後知恵のように整理したのは独占禁止法研究会報告（昭和57年）であるが、この3つのタイプを不公正な取引方法として確定したのは昭和28（1953）年改正であり、当時の西ドイツ競争制限禁止法を参考

¹⁹ もちろん、優越的地位の濫用行為などについて、独占禁止法で規制できる。村上説は今の独占禁止法の体系を整えるべきことを主張している。村上正博「国際ルールへの道」「公正取引」No671－2006. 9、82頁以下。競争法の基本体系を共同行為規制、単独行為規制、企業結合と主張している。最近の新しい説は、村上政博『独占禁止法（第3版）』104－105頁（弘文堂、2010年）を参照。

にして、取引上の優越的地位の濫用規制を導入して、「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に名称変更したことに由来している。日本では、かかる経緯を経てすでに60年を経とうとしている。村上説は、①の自由競争減殺のタイプは3条の「競争の実質的制限」を効果要件とする行為と重複して二重の規制になっており、その二重性に積極的な意味はなく、むしろ裁判基準としても行為基準としても、今日では、グローバルスタンダードから乖離して混乱の原因になっていると見ている。これは、中国の前述の反対説が、不公正な取引方法の多くは市場支配的地位の濫用規制で規制できるから、垂直的な自由競争減殺のタイプの行為を別途に「相対的な支配的地位」の濫用として規制しなくても良いという立場と同じである。

「相対的な支配的地位」の濫用規制の反対説は、日本で言う③自由競争基盤の侵害のタイプ（取引上の優越的地位の濫用）は、契約法の問題であり、競争法の問題ではないとして退けており、以前の村上説と同じである。現在の村上説のようは、②競争手段としての不公正のタイプ（不当顧客誘引）、③自由競争基盤の侵害のタイプ（取引上の優越的地位の濫用）の2類型を日本法に固有の不公正な取引の規制として別途に残しても良いという妥協的な立場を取っている。村上説と中国の反対説のこの差異は、日本では、すでに長く、②や③のタイプの規制を独禁法で行ってきたという事実の重さ（経路依存）に由来するもので、中国では、今後の選択の問題として議論されているからとすることができるであろう。

他方「相対的な支配的地位」の濫用規制の賛成説は、日本の学説でいえば、②競争手段としての不公正のタイプ（不当顧客誘引）、③自由競争基盤の侵害のタイプ（取引上の優越的地位の濫用）の2類型を、競争法たる反壟断法のなかの市場支配的地位の濫用規制に入れて規制することに積極的な意味があるという立場である。これはドイツ法の規制（ドイツ競争制限禁止法20条）や日本法の規制（2条9項5号）と同様の規制を反壟断法で採用すべきと言う議論になろう。さらに言えば、取引上の相対的な優越的地位が不公正な取引方法（力の濫用）の中心であるという理解まで進めば、日本の正田彬博士の説や最近著書『不公正な取引方法』（有斐閣、2009年）を公刊した舟田正之教授の見解につながるものであろう。

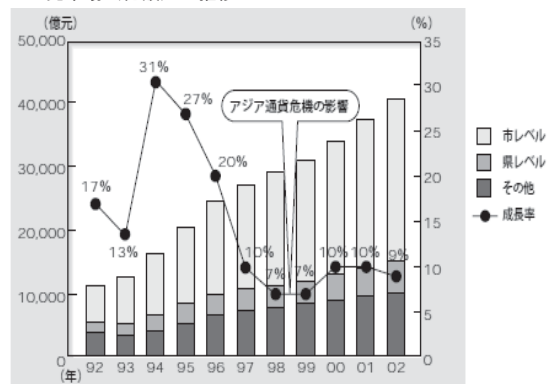
本稿では何れの立場が反壟断法において妥当であるかを判断するものではない。不公正な取引方法、とくに取引上の優越的地位の濫用規制の課

題は、日本のみではなく、東アジア地域において²⁰、特に、反壟断法を制定して間もない中国においても検討を避けることができない選択の課題になっている。大事なことは、「相対的な支配的地位」の濫用規制に反対するか賛成するかということよりも、そのような選択の議論が起こる東アジア競争法の基礎にあるものは何かということであろう。その解明は本稿の課題ではないが、競争法のグローバルスタンダードを形成することは一つの競争法に収斂することであるという認識があるとなれば、それは安易すぎると言うことであろう。

参考資料

永海靖典、矢矧晴彦「国内流通チャネルの構築シナリオ」LOGI-BIZ、MARCH2004、27頁。（原データは、中国統計年鑑2003年、618頁。Total Retail Sale of Consumer Goods by Location of Retailers.）

●小売市場（総額）の推移



出所：中国統計年鑑 2003 年

²⁰ 因みに、台湾では、2000年10月、台湾“公平交易委员会”第467次委員会決議で、台湾会社カルフルが優越的地位を濫用して、不当に納入業者に費用を徴収する行為が取引秩序を損なう不公正な取引行為と認定し、「公平交易法」第24条の規定の違反として、新台幣400万を罰した。しかし、その「公平交易法」24条は抜け穴を防ぐための条項（原語「“除本法另有規定者外、企业亦不得为其他足以影响交易秩序之欺罔或显失公平之行为。”」である。相対的優位地位理論を依拠して、対「他の行為」について拡大解釈し、新たな内容を与えたと言われる。